

平和の灯

題字 津留崎尚
 戦没者を慰霊し 平和を守る会発行
 〒849-0112 佐賀県三養基郡みやき町 大字江口7561
 塩川総合企画(株)内
 発行責任者 塩川正隆
 電話 0942-89-5135
 FAX 89-9281
 e-mail:senbo-peace@senbotsusya.com
 http://www.senbotsusya.com

戦没者の身元次々に判明

今年2月沖縄県南城市の防空壕で行なった「第2回沖縄戦戦没者遺体収容体検ツアー」にて、遺留品ならびに遺体(4柱と思われる)を発見した。その後我々が発掘した同地域で、さらに多くの遺留品、遺体が沖縄在住、当会会員の国吉氏ならびに他のボランティア団体により、発見される。(20柱以上と思われる)発見された遺体については沖縄県奉養会に納め仮安置されている。また沖縄県の依頼により、琉球大学解剖学教室にて鑑定が行なわれ、その結果今回発掘された遺体は男性16体、女性2体、性別不明2体と鑑定される。

今回発見されたすべての遺体ならびに遺留品を親族またはご本人に返還するために、これらの遺留品などを手掛かりにして各地にて新聞などのマスメディアや当会のホームページなどにより広く情報を呼びかけている。今回発掘した遺体、遺留品について現在判明していることは、発見された認識票は、重砲兵第7連隊(4152部隊)のものとして沖縄県発行の「沖縄の慰霊塔・碑」より判明し、この連隊について沖縄県にて呼びかけを行なったところ、この部隊の戦友会沖縄支部の島袋全裕氏(沖縄県那覇市在住)より当会に連絡をいただき面談を行なった。島袋氏より我々が発掘した場所が「重砲兵第7連隊本部戦闘観測所」であること。この場所が連合軍軍からの攻撃で1945年5月23日頃直撃弾を受け20名ほどの方が一瞬にして戦死した、その爆撃を受けた時島袋氏はこの場所勤務されており、この爆撃での生存者は2名のみ。その内の1名であるそうである。この当時首里の軍司令部も陥落し戦局は厳しく、各隊被害が多く混乱しており、重砲兵第7連隊本部、独立混成第15連隊第6中隊、船舶工兵23連隊が集結し陣地の建て直しを行っていたところのことだった。

また、重砲兵第7連隊はこの連隊の前身である中城湾要塞重砲兵連隊は、大阪で編成されており近畿地区の出身者が多く、その後の編成替えにより高射砲隊の南方への移動に伴い減員分を現地沖縄県より徴兵したために連隊の約3割は沖縄県出身者であったとのことだった。遺留品の中より氏名の記載があるものを、平和の礎(沖縄戦戦没者のデータベース)にて検索をかけ出身県の絞込みを行ない、各出身県にて情報の呼びかけを行なった。①各種資料より重砲兵第7連隊連隊長は樋口良彦大佐であること、また福岡県出身であることが判明したため呼びかけを行なったところ、樋口大佐のお嬢さんより情報が寄せられ面談を行なった。この結果樋口大佐は摩文仁付近にて自決されたこと知られていることが判明した。

また、島袋氏より提供を受けた当時の連隊に所属していた方々の名簿より、青井氏、井手元氏、③井手元の印鑑より広島県出身の井手元秋信氏(船舶工兵第23連隊 伍長)戦死場所は沖縄県本島、戦死日は、昭和20年5月24日であることが判明した。

②より、上記2名の方は島袋氏より提供を受けた情報など一致する部分が多いので我々が発掘した場所戦死されたものと推測される。その他の遺留品より浜田少尉や外山少尉などについて現在も調査中である。

また、島袋氏より提供を受けた当時の連隊に所属していた方々の名簿より、青井氏、井手元氏、③井手元の印鑑より広島県出身の井手元秋信氏(船舶工兵第23連隊 伍長)戦死場所は沖縄県本島、戦死日は、昭和20年5月24日であることが判明した。

御指摘の「十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって決して「遺骨」ではない。」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

御指摘の「十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって決して「遺骨」ではない。」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

御指摘の「十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって決して「遺骨」ではない。」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

死された場所が沖縄県島尻郡大里村、戦死日は昭和20年5月24日と記載されている資料の提供を受けた。

また、島袋氏より提供を受けた当時の連隊に所属していた方々の名簿より、青井氏、井手元氏、③井手元の印鑑より広島県出身の井手元秋信氏(船舶工兵第23連隊 伍長)戦死場所は沖縄県本島、戦死日は、昭和20年5月24日であることが判明した。

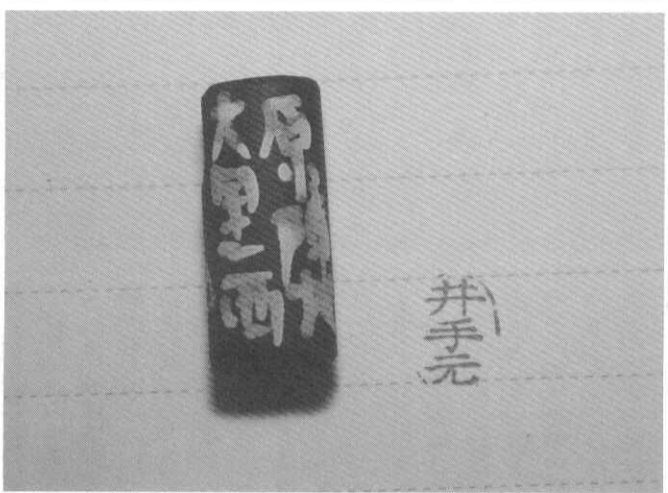
御指摘の「十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって決して「遺骨」ではない。」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

御指摘の「十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって決して「遺骨」ではない。」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

御指摘の「十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって決して「遺骨」ではない。」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

御指摘の「十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって決して「遺骨」ではない。」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

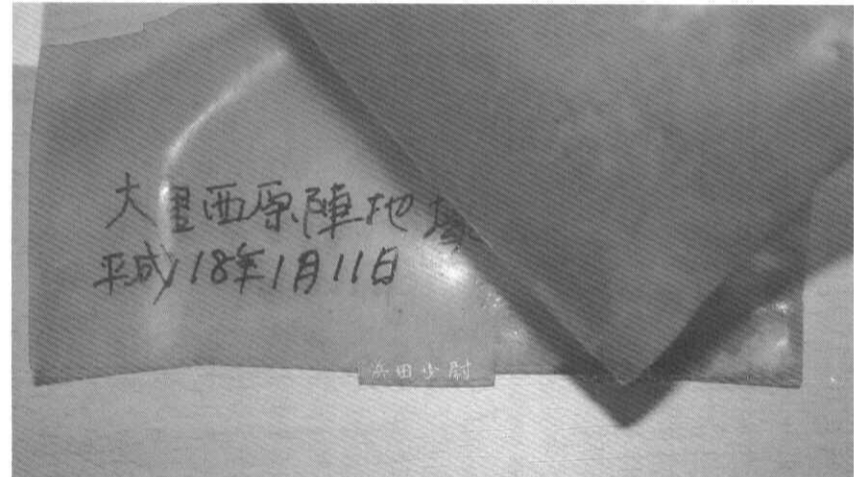
御指摘の「十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって決して「遺骨」ではない。」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。



井手元の印鑑



外山の印鑑



浜田少尉の文書

本件に関し参議院で質問

戦没者遺骨・遺体に関する質問主意書(第164国会質問主意書(第75号))
 参議院議員 谷 博之
 2006年6月12日提出
 (沖縄県関係を抜粋)

戦没者の遺骨・遺体等に関する質問に対する答弁書(内閣参事164第75号)
 内閣総理大臣 小泉 純一郎
 2006年6月20日送付
 (沖縄県関係を抜粋)

【質問十四】
 沖縄戦による行方不明者は現時点で何人か。
【答 弁】
 お尋ねの沖縄戦による行方不明者の数は把握していないところである。

【質問十五】
 沖縄県糸満市史によると、沖縄県糸満市には戦後から埋没したままと思われる埋没壕(軍構築含む)や不明壕が百五十か所存在する。そこには多くの戦没者が遺体として放置されたままかと思われ。
 これらの壕の捜索、遺体の回収、身元の特定、遺族への引き渡し、そして引き取り手の見つけられない遺体の埋葬、供養及び壕の処分については、すべて国に責任があり、民間団体のボランティア活動に任せずに、国が率先して取り組むべきと理解しているが、それではないか。そうであれば、どの省庁が担当して、どの予算で、どのような計画でいつから取り組むつもりか。
【答 弁】
 御指摘の沖縄県糸満市の「戦後から埋没したままと思われる埋没壕(軍構築含む)や不明壕」の所在についてはその全ては承知はしていないが、厚生労働省においては、戦没者遺骨処理等諸費等の予算の中で、把握している糸満市の壕について遺骨の収集を実施してきているところであり、新たな具体的な情報が提供された場合適切に対応してまいりたい。

【質問十六】
 二〇〇六年一月から二月にかけて、沖縄県南城市(旧大里村)の四一五二部隊(重砲兵第七連隊)観測所跡から、戦没者の遺体と遺品等が発見された。これらの遺体と遺品についての身元の特定、遺族への引き渡し、引き取り手の見つけられない遺体の埋葬等は、どの省庁が担当して、どの予算でどのような計画でいつから取り組むのか。
【答 弁】
 御指摘の「二〇〇六年一月から二月にかけて、沖縄県南城市(旧大里村)の四一五二部隊(重砲兵第七連隊)観測所跡から発見された遺骨の身元確認等については、厚生労働省において、戦没者遺骨処理等諸費等の予算により、沖縄県の協力を得て、できるだけ早く調査に着手したいと考えている。

【質問十七】
 十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって「遺骨」ではないと認識するが、それよろしいか。もし「遺体」ではないというならば、その根拠を示されたい。
【答 弁】
 御指摘の「十六で示した約三十体の遺体は「遺体」であって決して「遺骨」ではない。」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

【質問十八】
 政府は、十六で示した

観測所跡周辺に未開封壕が存在することを承知しているか。また、これらの壕の捜索等について、どの省庁が担当して、どの予算でどのような計画でいつから取り組むのか。
【答 弁】
 御指摘の「十六で示した観測所跡周辺に未開封壕」については、その内容が必ずしも明らかでないところであるが、厚生労働省としては、沖縄県からの情報提供により、沖縄県南城市(旧大里村)に三箇所の壕があることについては承知している。これらの三箇所の壕のうち一箇所については、昭和五十八年二月に壕口確認調査を行なったが壕の入り口を確認できず、壕付近の道路が崩壊する恐れもあったことから、遺骨収集は困難であると判断しており、他の二箇所の壕についても遺骨収集を実施することに關し、沖縄県の同意が得られない為未処理となっている。今後、厚生労働省においては、沖縄県と協議しながら、これらの壕についても遺骨収集の可否について再度検討してまいりたい。

なお、遺骨収集が可能となった場合には、厚生労働省の戦没者遺骨処理等諸費等の予算により遺骨収集を実施してまいりたい。

【答 弁】
 戦後60年が経過し、日本政府のさまざまな戦後処理の実態が公式に明らかにされようとしている。政府答弁(14)はそれを物語る。
 沖縄では、第二次世界大戦で20万人もの方々が犠牲(戦死・行方不明)になられた。(軍人8万人、民間人12万人)
 政府答弁は、その数さえ把握していないという不誠実な回答だ。
 また、沖縄県全土には戦後からの埋没壕や不明壕は約1000ヶ所あるといわれている。
 日本政府はこのうち、毎年1・2ヶ所を発掘し戦没者捜しを行うに過ぎない。
 政府答弁(18)では、防空壕の発掘を終えるには、沖縄県だけでも、500年から1000年かかる。
 また、日本政府は、当会が指摘するまで、戦没者の遺体を遺骨として、墓地埋葬法に基づかない違法な扱いを行ってきた。
 政府答弁(16)は、遺体と遺骨の意味をよく理解されていないようなので、改めて厚生労働省が作成した墓地埋葬法を示す。

墓地埋葬法 第2条【定義】
 遺骨とは火葬場で火葬を行ない、その地方における風俗・習慣に従い、遺族等が骨揚げして骨壺等に収めたものを指し、(大審院明治43年10月4日判決)

今回は、民主党参議院議員の谷博之議員に質問していただいた。
 谷議員ありがとうございます。
 国会議員の皆さん、戦後処理はボランティア任せでよいのでしょうか...?
 戦没者のおかれている現実を、直接見ていただき、国会議員の責任で改善していただきたい。国の命令で犠牲になられた戦没者は国の責任で遺族に帰すべきです。

皆さんはご存知でしょうか?普通、法律というものには日本国憲法のような前文はありません。しかし、「教育基本法」には前文(一度皆さんも読んでみては如何でしょうか?)というものが付されています。それは、この教育基本法が、戦前の教育の誤りによる極端な国家主義的、軍国主義的思想にいたった反省の下、教育を根本的に刷新しなければならぬとされ、新しい教育理念を宣明する教育宣言であり、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示し新しい教育の基本を確立するため我が国にとって特に重要な意味を持つ法律だからこそ前文がおかれることになったのです。
 教育は、国家的最重要課題でありその国の根幹をなすものです。これまでの我が国において、戦前の国家主義的・軍国主義的思想に走った教育のなすところが、どのような結果をもたらしたかというところはいうまでもありません。その根幹となる教育基本法が、いわゆる「愛国心」という名の議論の下でいま変えられようとしています。「愛国心」という言葉が、条文中では「我が国と郷土を愛する」という文言に変えられ国会へ提出されました。しかし、議論の根底にあるものは変わらず、いま変えられようとしていることは、戦前の国家主義的、軍国主義的思想教育が彷彿されてなりません。教育基本法の中で「日本国憲法に則り」という文言があります。その平和の象徴とされてきた日本国憲法さえも変えようという議論の中、このような想いを持つのは私だけでしょうか。「国を愛する心」というのは自らの心の中からは湧いてくるものであり、「法律(国)による支配」を受けるものではないはず。 A・J